

社協会員の 申込方法が変わります!!

❁ どうして申込方法が変わるの？

- ① 会員になっていただく町民の方々の個人情報漏えいを防止する方法を検討しました。
- ② 会員加入の手続きは区長・組長のご協力が不可欠です。そこで、区長・組長のお手数をできるだけ減らし、簡略化できる方法を検討しました。

以上の2点を検討した結果、申込方法を変更することになりました。（詳しくは下をご覧ください。）

❁ 社協会員ってなあに？

社会福祉協議会（通称：社協）では町民の皆様が安心して暮らせる福祉の地域づくりを目指しています。その活動を支援していただける方々を会員と定めており、会員の皆様は会費を納めていただくことで『みんなで支え合い安心して暮らせる田上町』をつくる大きな力となっています。

❁ 会費は何に使われるの？

町民の皆様が安心して暮らすことができるように、各自治会が行なう地域の支え合い・助け合い活動への支援など地域福祉の推進に使われます。（詳しくは裏面をご覧ください。）

❁ 申込方法の変更点は？

5月下旬 に各世帯へ『社協会員加入のお願い（申込書）』と『会員申込封筒』を配付いたします。

▶ 申込書が届きましたら・・・

- (1) 『社協会員加入のお願い』（申込書）が届きましたら申込書にお名前をご記入いただき申込口数欄に○印をお付けいただきます。
- (2) ①申込書 ②会費 を『会員申込封筒』に入れていただき、区長様や組長様が回収に来られた時にお渡しいただきます。
- (3) ご希望の方には社協より領収書兼会員証を発行いたします。

今年も皆様のあたたかいご協力をお願いします

【お問合せ先】社会福祉法人田上町社会福祉協議会 総務課 0256 (57) 6270

皆様からいただいた会費は 地域の福祉活動を支援するために使われます

社協会費が活かされて
たくさんの 「ありがとう」 が届きました。

みなさまからのご協力に 心から感謝いたします。

住みよいまちづくりのため
今年もよろしく願いいたします。

社会福祉法人 田上町社会福祉協議会

〒955-1503 田上町大字原ヶ崎新田3071番地

TEL:0256-57-5877



平成30年度 各自治会の活動事例



見守り活動（防災防犯活動・防災訓練など）



日常生活支援活動（地域の交流カフェなど）

平成30年度は
総額 1,739,350円 の会費のご協力をいただきました。その約60%を
財源に16地区の自治会へ助成金として還元されました。



社会参加活動（地区の夏祭り・餅つき大会など）

■ 各自治会の支え合い・たすけあい活動の支援のために（助成事業）

住民の皆様が安心して暮らすことができるように、各自治会が行う次のような地域ぐるみの支え合い・助け合い活動に対して社協から活動費を助成しています。

- ① 高齢者や地域の見守り活動
- ② 買い物支援などの日常生活支援活動
- ③ 健康づくりや生きがいつくりの社会参加活動

これらの他にも地域への貸出用備品の整備や福祉情報の発信など様々な地域福祉活動に活用させていただいています。

今年度も皆様のあたたかいご協力をお願いします

